

佐賀県告示第227号

建築基準法第6条第1項第4号及び第22条の規定に基づく区域の指定（昭和25年佐賀県告示第619号）の一部を次のように改正し、令和4年10月31日から施行する。

令和4年9月30日

佐賀県知事 山口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前					改正後				
<p>建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項第4号の規定により建築主事の確認を受けなければならない区域及び同法第22条第1項の規定により屋根を不燃材料で造り、又はふかなければならない区域として、それぞれ次のように指定する。その関係図面は、佐賀県県土整備部建築住宅課並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>					<p>建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項第4号の規定により建築主事の確認を受けなければならない区域及び同法第22条第1項の規定により屋根を不燃材料で造り、又はふかなければならない区域として、それぞれ次のように指定する。その関係図面は、佐賀県県土整備部建築住宅課並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>				
指定区域		概況	面積 平方キロ メートル	区域種別	指定区域		概況	面積 平方キロ メートル	区域種別
市町	同左内訳				市町	同左内訳			
略					略				
武雄市	武雄市内用途地域全域		<u>6.06</u>	略	武雄市	武雄市内用途地域全域 <u>（北方町を除く。）</u>	<u>準防火地域を除く。</u>	<u>6.07</u>	略
杵島郡 北方町	大字大崎（一部） 〃 志久（〃）	東は大町町界より以西武雄市界まで国道34号に沿い北側400メートル、南はJR佐世保線以北並	3.00	略		北方町 大字大崎（一部） 〃 志久（〃）	東は大町町界より以西旧武雄市界まで国道34号に沿い北側400メートル、南はJR佐世保線以北	3.00	略

改正前					改正後				
			びに県道武雄 多久線の国道 34号分岐点よ り延長900メ ートル間西側 400メートル 迄、東側300 メートルの区 域とする。				並びに県道武 雄多久線の国 道34号分岐点 より延長900 メートル間西 側400メート ル迄、東側300 メートルの区 域とする。		
略					略				